

平成 30 年 10 月 16 日

第 10 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 10 号

平成 30 年 第10回 定例会

日時：平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	佐 藤 正 子
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 井 節 子

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	山 崎 克 己
教育総務課長	吉 田 雄 大
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教育指導課長	松 原 修
児童青少年課長	中 島 一 浩
教育センター所長	矢 島 孝 幸
真砂中央図書館長	川 崎 慎一郎

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成30年

第10回教育委員会定例会

平成30年10月16日(火) 午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第9号(平成30年第9回定例会)

第2 議案の審議

第38号議案 「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」の後援名義使用承認について

第39号議案 「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」の後援名義使用承認について

第40号議案 「映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映会」の後援名義使用承認について

第3 報告事項

(1)平成30年9月定例議会の審議概要について

(資料第1号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14 : 10)

○佐藤教育長 それでは、第 10 回教育委員会定例会を始めたいと思います。

まず、出席状況の確認です。委員は、本日は小川委員が欠席、その他の委員の方には全員出席をいただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(はい)

第 1 議事録の承認

議事録第 9 号（平成 30 年第 9 回定例会）

○佐藤教育長 それでは、議事日程に入ります。まず、第 1 としまして「議事録の承認」です。

「議事録第 9 号（平成 30 年度第 9 回定例会）」がお手元にあろうかと思います。事前にご確認はいただいているんですけども、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

第 2 議案の審議

第 38 号議案 「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 それでは、「第 2 議案の審議」に入らせていただきます。本日は 3 件ございます。

まず、第 38 号議案「「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」の後援名義使用承認について」でございます。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 38 号議案、「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、社団法人みむみむの森芸術文化振興グループ。代表者は、吉田真理でございます。

事業名は、「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」。

平成 30 年 11 月 25 日の開催を予定しております。

開催場所は、文京シビックホール小ホールでございます。

本事業は、ベートーヴェンの代表作品の演奏に加え、芝居で曲の背景や生涯を紹介する公演を開催することで、クラシック音楽になじみがない子どもたちに音楽の魅力を伝えること等を目的としております。

対象は、小学生の親子、家族等。

参加費は、3000円。文京区民は500円引きの優待がございます。

このほか、資料といたしまして、2ページに予算書、3～10ページに事業計画書及び過去の実績一覧、11～16ページに定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。説明につきまして、何かご質問、確認しておきたいこと等、ございますでしょうか。

○清水委員 予算書なんですけれども、「次公演へ繰り越し」ということで、これは少額なんですけれども、2万2630円計上されております。この辺のところは、確実にこれが次回への繰り越しになるかどうかというところの確認はされているでしょうか。

○教育総務課長 今回、文京区民に対しては500円の優待があるということでございますけれども、ここの事業計画書を見ていただければわかるとおり、日本全国いろんな自治体でこういった活動をしておりまして、その自治体の教育委員会の後援をいただく。その際には、文京区と同じような形で、繰り越したお金を原資といたしまして優待を行うということで確認をとれている次第でございます。

○佐藤教育長 ほか、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第39号議案 「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 続きまして、第39号議案になります。「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」の後援名義使用承認についてです。この件について説明をお願いします。

○**教育推進部長** ただいま議題となりました第 39 号議案、「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、株式会社新興出版社啓林館。代表者は、佐藤徹哉でございます。

事業名は、「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」。

平成 30 年 11 月 18 日の開催を予定しております。

実施場所は、文京区向丘にございます新興出版社啓林館東京支社でございます。

本事業は、科学実験のマジックショーやハンドクラフト、移動式動物園等の開催を通して、子どもたちの理科への興味・関心を高めることを目的としております。

対象は、区内在住の幼児・児童・生徒とその保護者。

参加費は無料でございますが、ハンドクラフトに関しては、材料の実費として 300 円を徴収する予定でございます。

このほか、資料といたしまして、2～3 ページに企画書、4 ページに予算書、5～15 ページに定款、16 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**佐藤教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○**坪井委員** 背景をちょっと調べたんですが、啓林館というのは教科書出版会社でしょうか。

○**教育総務課長** 教科書についても出版しております。

○**坪井委員** その教科書出版会社が開くイベントに教育委員会が後援することについての問題性はないのでしょうか。

○**教育総務課長** 私どももその点について検討いたしております。まず、教科書につきましては、教科書の改訂の時期については当然のことながら、そういった関連するところについては接触も避けるということが、国あるいは東京都を通じて来ております。それと、例えばここは理数系のところでありまして、教科書採択について直接かかわりがあることについては厳に慎むようにということがございます。

今回、内容にいたしておりますものは、理科の実験を楽しめるものにするのですとか、あるいはハンドクラフトといったようなことで、教科書採択の内容に実際にかかわるものではないということが1点。それと、こちらについては平成29年度、それから今年度につきまして、大阪府及び大阪府で、本社が大阪にあるものですから、そこで同様な内容について後援を申請し、それも承諾されているというところを勘案いたしまして、私どものほうも直接そういった懸念するようなことはないというところの後援について申請を受けているところでございます。

○佐藤教育長 ストレートに、教科書の内容に入っていないという視点でよろしいですか。

○教育総務課長 はい。今、教育長がおっしゃったとおりでございます。

○佐藤教育長 イベントがハンドクラフト、ミニ動物園ですね。

○田嶋委員 2ページの企画書のところですが、**「開催の趣旨」**のところ、「地域への貢献とブランドイメージの向上」、これはこの会社のブランドイメージを上げるということをここに書いてあるわけですね。ここに書くことが適切かどうか。

そして「キャラメルマシーン」について、僕はちょっとわからないんですけども、どんなことを子どもたちに考えさせるというか、どんなマジックショーになんてしょうか。

○教育総務課長 一般的に、例えば企業のCSR活動ですとか企業のブランドイメージを高めるということと、それから、そこに何らかの縁があって、例えば今回の話で言えば、支社が文京区内にあるということで、自分たちの会社がその地域自治体に対して何らかの貢献をしたいということについては、志がある企業については一般的に見られることだと考えております。

また、マジックショーの内容につきましては、特異な名称等もありますけれども、要は、小学生ですとか、そういった方たちにもわかりやすいような形でのマジックショー、マスコミなどで元理科の先生がやっているようなこともありますけれども、そういったことをやるというふうには聞いてございます。

○坪井委員 この企画自体が問題だと言っているわけではないんです。ただ、例えば、別の教科書会社が、その教科書と直接ではないにしても、一定の考え方とか思想とかを啓発したいと、親子に対するシンポジウムをやるという企画をもし持ち込んできたとしますよね。そうすると、教科書とは直接関係ないけれども、親子シンポジウムでこのことをやること自体についていかなものかと思ったときに、それは内容で蹴っていいのかというか、それは認められないと。内容的に適正、中立が守られるから認めていいというところで行けますか。

○教育総務課長 私どものほうは、まさに今、坪井委員がおっしゃったようなことを検討材料として検討したところでございます。私どものほうの、教育委員会後援名義等使用承認要綱の取り扱いについて、それを一定整理しようということで今回整理させていただいて、まさに今、坪井委員がおっしゃったようなところについては、地域住民等から公平性、透明性に疑義を生じるようなことが生じた場合には申請については認めないという規定を入れているところでございます。

○佐藤教育長 そうしたところに疑念を抱かれるようなものについては当然後援はできませんよという解釈でいいということですか。

○教育総務課長 はい。そういったところについて疑念を生じさせる内容であるというところで、私どものほうで一定の判断をさせていただきたいと考えております。

○清水委員 第1回は大阪でやられたということなんですけれども、同じような内容だと思うのですけれども、この辺の検証もやはり必要かなと思いますので、それも参考にさせていただくと。

○教育総務課長 私どものほうも今回これを検討するに当たって、今、清水職務代理がおっしゃったようなところは懸念をしたところでございますので、どういった内容をしたかということについては資料も取り寄せて検討したところでございます。

○佐藤教育長 いかがでしょうか。ほかにご質問があれば。よろしいですか。

では、この件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

第40号議案 「映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映会」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 続きまして、第40号議案になります。「映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映会」の後援名義使用承認についてです。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第40号議案、「映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映実行委員会。代表者は、武智ゆりでございます。

事業名は、「映画『君の笑顔に会いたくて』文京区上映会」。

平成30年12月7日の開催を予定しております。

実施場所は、文京区民センター3A会議室でございます。

本事業は、保護司についての映画の上映会を実施することで、保護司の活動を小・中学校児童・生徒の保護者などに知ってもらい、更生しようとする人を支援し、共生していく考えを子どもたちに伝えてもらうことを目的としております。

対象は、中高生から一般。

参加費は、前売券が1100円。当日券につきましては、2ページの企画書記載のとおり金額となっております。

このほか、資料といたしまして、2ページに企画書、3ページに事業予算書、4ページに会則、5ページに団体概要・会員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、確認しておきたいことなど、ありますでしょうか。

○清水委員 どこかに書いてあるのかもしれませんが、上映時間はどのくらいですか。ちょっと見当たらなかったんですけれども。

○教育総務課長 10時からというところは聞いているんですが、何分かというところは聞いておりません。恐らく一般的に90分とか120分というところであろうとは考えております。確認させていただきます。

○清水委員 内容は確認していないわけですね。

○教育総務課長 内容につきましては確認しております。また、こちらの映画につきましては、法務省ですとか、あと更生保護法人ですとか、そういったところが広くこの映画について後援するというところでございます。また、区庁部局でも、福祉部のほうで、こちらについて趣旨に賛同して後援を出す聞いてございます。

○佐藤教育長 そのほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 事業予算書の見方なんですけど、支出の最後のほうに、「製作委員会（映画製作費分）」、「共同映画（配給費）」とございます。これは、上映のためというよりは映画製作のための費用をみんなで分担しようと、そういう意味なんですか。

○教育総務課長 先ほどもご答弁申し上げたとおり、更生保護活動についてということでございますので、そういった内容に賛同するところが広くやるということで、こういった支出項目があると聞いてございます。

○坪井委員 つまり、製作費が集まり切っていないで、足りない分をこういう形で製作費を集めているという意味ですか。

○教育総務課長 こちらのものにつきましては、平たく言うと、今、坪井委員のおっしゃったようなことも大宗でしょうけれども。こういった映画をつくるに当たって、大規模ないわゆるヒット作というところではありませんので。そういったところを趣旨に賛同する各地の事業で補うと聞いております。

先ほどの放映時間でございますけれども、100分でございます。

○坪井委員 「共同映画（配給費）」というのは何ですか。

○教育総務課長 そういったものも含めて、配給費あるいは映画製作費分というところでの計上をしていると聞いてございます。

○坪井委員 「共同映画」というのは映画会社の名前ですか。

○佐藤教育長 「共同映画」というところが配給するということですよ。

○坪井委員 配給するから、そこに払う。で、どこが製作しているんですか。「発信映画」というのは会社の名前？

○教育総務課長 本事業は、ここの資料の使用申請書の2ページの上にあります、「映画「君の笑顔に会いたくて」文京区上映実行委員会」というところがまず企画をしておりますので、こちらの内容につきましては、実際に宮城県で行われた実話をもとにやっているということでございますので、その趣旨に賛同したところが製作委員会を設置して、製作していると聞いてございます。

○坪井委員 「宮城県発信映画」というのは映画会社の名前ではないんですね。宮城県から発信したという意味ですね。

○教育総務課長 まとめて言いますと、まず、この映画の内容の実話が、実際にここの自治体で行われたことだと。この内容に非常に感動して、趣旨に賛同する方々がいて、これをぜひ映画化したいというところがあるので、製作委員会をそういった趣旨の団体として設立して、そして映画を製作した。そこで映画会社のほうがその話に乗って「共同映画」というところで配給してやっているという趣旨のことは聞いてございます。

○佐藤教育長 映画をつくったのは、その製作委員会が、宮城県名取市の実話だからということで宮城県なりのサポートを得ながら製作したという流れですかね。どこかの会社がつくったというよりは、ということですね。

○教育総務課長 はい。

○坪井委員 趣旨は全然問題ないと思っていますし、私はこれが上映されているのは知っているんですけども、製作がどこかというのがちゃんとわかったほうがいいですよ、誰がつくって、どういう脚本か。実話かもしれませんが、絶対シナリオがあるし、監督さんがいたり撮影した人がいて、製作している人たちがいるはずですよ。それが宮城県保護司会なのかわかりませんが、製作がどこかがはっきりしないのは、ちょっと映画としては何か気持ちが悪い。

○田嶋委員 この映画が当たるかどうかわかりませんが、最近は製作委員会というのをつくり、そこにお金を出してくれそうな会社とかが入って、そこでお金を集めて、それをどこかのプロダクションとかそういうところに製作依頼を出して、それで配給会社が配給する。これは僕の予想ですから、当たっているかどうかわかりません。製作委員会でやったけれども、全てを回収できないから、いい映画だから全国こうやって回りながらお金を集めて、それを回収しようとしているのかなと僕は思いましたけれども。

○坪井委員 それであればそれで、どこかに製作委員会とあればいいわけですよ。

○佐藤教育長 3ページの事業予算書のところに、「製作委員会（映画製作費分）」と「共同映画（配給費）」とあります。この製作委員会が製作したんですというのはここに出ているんですね。だけど、確かに、ここに、監督が誰とか脚本が誰とは書いてないので。ただ、間違いなく製作委員会という名前で映画をつくったんだというのは予算書の中で1つ見えてくるかなと思います。

○坪井委員 そうですね。だから、書き方として、もうちょっとはっきり初めの申請書にあったらいいですね。製作がどこで、配給がどこの映画だということがわかるように。こうだと推測されますという書面じゃなくて、読めばわかるようにしておいていただきたいという意味なんですけれども。

○佐藤教育長 一生懸命読み解いていくと、そういうことが考えられるということですね。

○教育総務課長 おっしゃるとおりだと思います。

○佐藤教育長 上映実行委員会の会則等についてはついておりますので、文京区の中でそういった実行委員会が立ち上がっているということをご確認いただければと思います。

いかがでしょうか。

こちらの件については、提案理由のとおり認めてよろしいですか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

第3 報告事項

(1) 平成30年9月定例議会の審議概要について

○佐藤教育長 それでは、報告事項に入ります。報告事項は1件です。

「平成30年9月定例議会の審議概要について」です。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第1号でございます。つけさせていただいている報告事項として、教育委員会に関連するものについては第5号、第6号でございます。こちらにつきましては、この教育委員会の場でお諮りをした内容でございます。そのほか、本会議一般質問として教育長の答弁につきましては全てつけさせていただいているので、ご確認をお願いしたいと存じております。

また、9月の文教委員会において一般質問がございました。それぞれ定例の委員会等につきましては、文京区のホームページ等で速報版が出ておりますので、そこでご確認をいただいているところだと思っておりますが、私のほうでその中から幾つかをピックアップしてご紹介をしたいと考えております。詳細はそちらのほうでご確認いただければと考えております。

また、決算審査特別委員会あるいは予算審査特別委員会につきまして、特に今回の決算審査特別委員会につきましては、昨日閉会をしておりますので、おおむねそこから3週間程度で速報版が出るということでございますので、また速報版が出ましたらご案内させていただきたいと考えております。

では、9月の文教委員会での一般質問でございます。区立中学校の魅力について。また、根津千駄木地域の特別支援学級の設置について。柳町小学校の建築に関して、その教室ですとか規模ですとか災害対策等について。ふれあい学級について。体育館の冷房について。学校快適化について。これは学校の働き方改革ということに合わせて、タイムカード等、それとICT機器を使ったところについての状況、あるいはその後の展開について。小学校低学年の児童のヘルメットのことについて。大阪北部地震の関係がございましたので、小学校と隣接する施設のブロック塀等の対応について。給食の無償化について。児童・生徒の貧困に対する対策として、例えば就学援助の拡充についてですとか、いわゆる塾代の補助等について。また、奨学金については制度のほうは改正しておりますけれども、そういったことについての一般質問がございましたことをご報告いたします。

私のほうからは以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、こちらが用意した今日の案件は、以上でございます。

第4 その他の事項

○佐藤教育長 「その他の事項」は、こちらにご用意したものは特にありませんけれども、ほかに特にありますか。

その他は特にないということでございますので、第10回の定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 40)

平成 30 年 10 月 16 日

議事録署名人

教育長

委員